

令和5年度箕輪町都市計画基礎調査業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、箕輪町（以下「発注者」という）が発注する「令和5年度 箕輪町都市計画基礎調査業務委託」（以下「本業務」という）に関して適用する。

第2条 目的

本業務は、都市計画法第6条第1項の規定に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎資料を作成することを目的として実施するものとする。

第3条 履行期限

本業務の履行期限は、契約の日から令和6年3月22日までとする。ただし、期限前に行われるヒアリング時には、仮成果品を提出するものとする。

第4条 技術者の選任

受託者（以下「受注者」という。）は、業務の円滑な進捗を図るため、管理技術者及び照査技術者を定めるものとする。

照査技術者は、成果物の内容について技術上の照査を行うもので、受注者が定めたものとし、管理技術者が照査技術者を兼ねることはできない。

第5条 準拠する法令

本業務は、本仕様書、契約書、設計書による他、次の法令・諸規定等に準拠して実施するものとする。

- 1) 都市計画法及び同施行令・施行規則
- 2) 国土交通省都市局：都市計画基礎調査実施要領（令和5年6月）
- 3) 長野県建設部都市・まちづくり課：都市計画基礎調査実施要領（令和5年4月）
- 4) 国土交通省都市局：都市計画情報のデジタル化・オープン化ガイダンス（令和5年6月）
- 5) 国土交通省都市局：都市計画データ標準製品仕様書（令和5年6月）
- 6) 国土交通省都市局：都市計画データ標準製品仕様書（解説書）（令和5年6月）
- 7) 箕輪町個人情報保護条例及び諸規則
- 8) 箕輪町財務規則及び諸規則
- 9) その他の関係法令及び諸規則

第6条 公的資格

受注者は、適切かつ厳格な品質管理及び情報管理を行うため、関係法令、諸規則等を正しく

遵守するほか、以下に示す資格を取得し、業務着手時にその資格を証明する登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- 1) IS09001 (品質評価システム)
- 2) JISQ15001 (プライバシーマーク)

第7条 疑義

本業務を実施するにあたり、本仕様書に疑義を生じた場合、または明記されていない事項については、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従うものとする。

第8条 諸手続き

業務遂行のための必要な関係官公署、その他に対する諸手続きは、受注者の責任において処理しなければならない。

第9条 業務の指示及び監督

受注者は、本業務実施にあたり、発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

第10条 紛争の回避

受注者は、本業務遂行のため第三者が所有し、または占有する土地、施設等に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地・施設等の所有者（または占有者）の了解を得て迷惑を及ぼさないよう十分な注意のうえ作業を行わなければならない。

受注者は、現地において第三者とのトラブルが発生した場合は速やかに発注者に報告し、指示に従うものとする。

受注者は、発注者から身分を証する書類の交付を受け、これを常に携帯し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。

受注者は、立ち入り作業完了後10日以内に身分を証する書類を発注者に返却しなければならない。

第11条 損害賠償

受注者は、本業務遂行中に諸事故、賠償等が生じた場合は、その内容を速やかに発注者に報告するものとし、その一切を受注者の責任において処理するものとする。

第12条 秘密の保持

受注者は、本業務遂行上知り得た資料、成果等の情報を発注者の許可なく第三者に漏らしたり、使用してはならない。

第13条 中間検査及び完了検査

本業務の完了時、受注者は、すみやかに成果品を発注者に提出して検査を受けなければならない。なお、発注者は、作業の完了する前においてもその実施状況について随時検査を行うことができ、業務上支障のない範囲において基礎調査資料を使用することができるものとする。

第14条 成果品の瑕疵

受注者は、本業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良個所等が発見された場合、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

第15条 成果品の帰属

本業務において、使用または作成した成果品は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく公表、複製、貸与及び使用してはならない。

第16条 提出書類

受注者は、業務の実施に先立ち、詳細な作業実施計画及び作業工程表を作成し、下記の書類を提出して発注者の承諾を得るものとする。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 実施計画書
- 4) 公的資格の取得を証明書する書類（登録証の写し）
- 5) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書及び資格証の写し）

第17条 工程管理

受注者は、第16条の作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行い、品質管理に努めなければならない。

第18条 安全管理

現地調査を行う場合、受注者は安全管理計画書を立案し、緊急時連絡体制表を発注者に提出するものとする。

現地調査は、原則として、公道等からの目視によるものとする。私有地に立ち入ることが必要な場合は、事前に発注者に報告するとともに、受注者の責任において関係者と緊密かつ十分な調整の上、実施するものとする。

第19条 打合せ協議

打合せ協議は、以下の時点で行うことを基本とする。なお、業務着手時の打合せには管理技術者が出席するものとする。受注者は、発注者と打合せを実施した場合、その都度打合せ記録簿を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間時（資料の貸与時）
- 3) 中間時（作業中間報告時）
- 4) 中間時（報告書原案提出時）
- 5) 長野県とのヒアリング時
- 6) 成果品納入時

第20条 貸与資料等

本業務の実施にあたり、発注者は受注者に以下の資料を貸与するものとする。受注者は貸与

資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳重な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

- 1) 平成30年度 都市計画基礎調査 報告書（調書・集計表及び図面）
- 2) 都市計画基本図データ
- 3) 都市計画情報データ
- 4) 固定資産台帳データ（地番図、家屋図、課税マスタ）
- 5) 住民基本台帳人口移動報告
- 6) 建築確認申請書
- 7) 農地転用申請書
- 8) 空中写真撮影成果
- 9) 地域防災計画、消防関係資料等の庁内資料
- 10) その他本業務実施に必要な資料

第2章 業務内容

第21条 計画準備

受注者は、本業務の実施内容や実施体制等を取りまとめ、実施計画書を作成するものとする。
なお、作成した実施計画書は、発注者に提示し、承諾を得るものとする。

第22条 資料収集整理

本業務に関連資料及び貸与資料を収集し、業務が滞りなく遂行できるように資料を整理するものとする。

第23条 都市計画基礎調査データ作成

本業務の調査は、「長野県建設部都市・まちづくり課:都市計画基礎調査実施要領（令和5年4月）」及び「国土交通省都市局:都市計画基礎調査実施要領（令和5年6月）」に基づき、別紙調査項目一覧に示す調査項目を対象に実施するものとする。

県及び国指定様式の調書・集計表及び図面は、発注者が貸与する都市計画基礎調査のGISデータに最新情報を反映し、作成するものとする。

既存都市計画基礎調査の建物図形について、建物図形は、貸与する都市計画基本図データの建物図形に更新するものとする。また、調査の結果、建物図形に修正が必要な場合は、発注者から貸与する空中写真撮影成果の写真地図を利用して位置や外形を入力するものとする。

調書・集計表及び図面について、様式、図式（色）及び調書・図面の装丁方法は、「長野県建設部都市・まちづくり課:都市計画基礎調査実施要領（令和5年4月）」及び「国土交通省都市局:都市計画基礎調査実施要領（令和5年6月）」に基づき作成するものとする。なお、記載がない事項は、発注者と協議の上、作成すること。

GISデータは、GISシステム用に調査項目ごとの階層（レイヤ）に分け、シェイプファイル形式（shape形式）で作成するものとする。レイヤごとに、データファイル名、データ型、テーブル名、リンクID、属性項目等を記載したGISデータ定義書を作成すること。

第24条 報告書の作成

本業務で作成する基礎調査の調書・集計表及び図面に加えて、調査項目ごとの作業方法、調査基準（対象）年、利用した資料・出展等を取りまとめものとする。

第3章 成果品

第25条 成果品

納入する成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1) 調書 | 1部 |
| 2) 図面 | 1部 |
| 3) 基礎調査報告書概要版(製本) | 5部 |
| 4) ヒアリング調書 | 1部 |
| 5) 電子データ(図面はPDF、shape) CD-R等 | 3部 |
| 6) その他発注者が必要とする資料 | 1式 |

第26条 仮成果品

長野県及び伊那建設事務所のヒアリングまでに仮成果品を提出する。仮成果品は以下のとおりとする。またヒアリングは令和6年1月を予定している。

- | | |
|----------------------|----|
| 1) 調書 | 1部 |
| 2) 図面 | 1部 |
| 3) 基礎調査報告書概要版(製本しない) | 1部 |
| 4) ヒアリング調書 | 1部 |
| 5) その他発注者が必要とする資料 | 1式 |

なお、調書及び図面は、ヒアリングにおける指摘事項等を修正のうえ、成果品の一部とする。

第4章 その他

第27条 用途地域見直し業務の追加契約予定について

本業務に合わせて、用途地域見直し業務を行う予定である。

用途地域の状況を土地利用の用途変化などを勘案し、現況と区域界表示の整合性の確保や区域界表示の変更を検討するための基礎資料を作成することを想定している。

本受注者は上記業務を変更契約等で予め追加予定であることを承知して受託されたい。また詳細については別途協議とする。